

※復職した後に証明書を作成してください。復職する前の証明は無効です。

復 職 証 明 書 (復 職 届)

就労者住所 葛飾区 丁目 番 号

方書

就労者氏名

上記の者は、令和 年 月 日付で復職したことを証明（届出）します。

（出産休暇期間： 年 月 日 から 年 月 日まで）

（育児休業期間： 年 月 日 から 年 月 日まで）

※産休・育休以外の休業の場合は以下に理由と期間を記載してください。

（休業理由： ）

（休業期間： 年 月 日 から 年 月 日まで）

葛飾区長宛て

令和 年 月 日

事業所名

所 在 地

電話番号

代表者名

（記入者名 ）

※復職後に、勤務条件（日数・時間等）が変更になる場合は、最新の就労証明書を併せて提出してください。

※記載事項に虚偽があった場合は、申込は無効（在園者は退園）となります。

※自営業・個人事業主の方はご自分で記載ください。

..... 以下は保護者の方がご記入ください

フリガナ
児童氏名 (生年月日： 年 月 日)

保育園名 保育園（在 園・申 込 中）

※よくある質問について、裏面に「復職証明書提出に関する Q&A」を掲載いたしましたのでご参照ください。

裏 面 参 照

復職証明書提出に関する Q&A

Q	A
育休の復職日はいつまでですか。	入所月の翌月 1 日までに復職が必要です。(例 4 月入所の場合→5 月 1 日付復職は可、5 月 2 日付は不可。)
復職証明書は直接区役所に持参しないといけませんか。また、区民事務所で受取ってもらえますか。	区民事務所での受取りは行っておりません。区役所に直接持参又は郵送でご提出ください。
会社の営業日の都合により、提出日が締切りを過ぎてしまいます。	保護者様のお手元に届き次第、速やかに区役所にご提出ください。
入所月の翌月 1 日が土日祝のため、実際の勤務開始は翌営業日となります。復職日の記載は実際の勤務開始日によろしいですか。	復職日は入所月の翌月 1 日以前でなければいけません。1 日が休日の場合に実際の勤務開始が 2 日以降になるのは問題ありません。(例 翌月 1 日が日曜のときに、1 日付で復職したうえで勤務開始が 2 日になるのは可。復職証明書の復職日が 2 日付になるのは不可。)
育児休業中の会社に復職せずに転職します。復職証明書の提出は必要ですか。	<u>育児休業中の方は、書類をご提出いただいた会社での復職が必須です。</u> 会社が倒産するなどの特別な事情を除き、保護者様都合で復職せずに別の会社に転職することは認められません。復職証明書が提出できない場合、保育園は退園となります。なお、復職後に同等の勤務条件の会社に転職することは可能です。
申込後に妊娠が発覚しました。復職せずにそのまま産休・育休を取得したいのですが、そのまま在園できますか。	期日までに復職が必要です。復職証明書が提出できない場合は退園となります。一度復職した後に、産休・育休を取得される場合は退園する必要はありません。
復職後に時短勤務になります。就労証明書の再度提出は必要ですか。	会社の制度を利用して時短勤務となる場合は、就労証明書の提出は不要です。なお、雇用契約上の勤務時間が変更となる場合は、内定が取消しとなる場合があります。
派遣社員として就労していますが、産休・育休取得前の派遣先企業へ復職できるかわかりません。	派遣社員の方が育児休業から復職する場合は、同じ派遣元への復職が必須です。部署の異動や派遣先の変更は構いませんが、勤務条件は休暇取得前と同等以上が必要です。 <u>派遣元が変更になるなど、転職は復職にあたりません。</u>